

相手国政府・相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (別紙付)	署 名 者	告示日 (注4)
斐 ジー	斐 ジー 国新医薬品供給センター 一建設計画のための贈与に関する 日本国政府と斐 ジー諸島共 和国政府との間の交換公文	斐 ジー 国新医薬品供給センター 一建設計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	H15.54,000千円 H15.1.24まで	H14.1.25 スザアで (同日)	日本側 村山比佐斗在斐 ジー大使 斐 ジー側 カリオバテ・ タガオラ外務・貿易大臣 H14.7.24 325号	
斐 ジー	斐 ジー 国新医薬品供給センター 一建設計画を実施するために必要な生産物及び役 務の供与 斐 ジー 国新医薬品供給センターの建設に必要な生産物及び役 務の供与 斐 ジー 建設計画のための贈与に關す る日本国政府と斐 ジー諸島共 和国政府との間の交換公文	斐 ジー 国新医薬品供給センターの建設に必要な生産物及び役 務の供与に必要な役務の供与 斐 ジー 建設計画のための贈与に關す る日本国政府と斐 ジー諸島共 和国政府との間の交換公文	1,059,000千円 (H14年度 300,000千円) H15.3.31まで (H15年度 759,000千円) H16.3.31まで	H14.6.14 スザアで (同日)	日本側 高田昌明在斐 ジー臨時代理大使 斐 ジー側 カリオバテ・ タガオラ外務・貿易大臣 H15.6.10 175号	

- (注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
 (注2)贈与の使用期限について定めのないものは、_____と記している。
 (注3)日付については、平成〇年△月□日をH○△.□と記している。
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。